

職員互助会設置規程

(趣旨)

第1条 職員の相互共済及び福祉厚生を図るため、千曲市社会福祉協議会職員互助会（以下「職員互助会」という。）を設置する。

2 前項の職員の範囲、組織並びに事業その他については、職員互助会規約により定める。

(承認)

第2条 職員互助会の代表者は、次の事項について千曲市社会福祉協議会長の承認を受けなければならない。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 当該年度の予算及び決算並びに事業計画

(3) 資金の運用及び管理方法

(助成)

第3条 会長は、毎年度予算の定める範囲内で、事業資金を職員互助会に助成する。

2 会長は、その所属する職員をして職員互助会の事務に従事させ、又はその管理に属する施設を無償で利用に供することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

